

【制定理由】

研究活動に係る不正行為の疑惑が指摘されたときの調査手続、方法等について、必要な事項を定めるため。

国立大学法人岡山大学における研究活動に係る不正行為への対応に関する規程

〔平成19年2月13日
岡大規程第6号〕

(趣旨)

第1条 この規程は、研究活動に携わる国立大学法人岡山大学（以下「本学」という。）の職員、学生その他本学の施設設備を利用するすべての者（以下「研究者」という。）を対象として、岡山大学研究ポリシー（平成18年12月4日改定。以下「ポリシー」という。）に違反する不正行為への対応について定める。

(定義)

第2条 この規程において「研究活動」とは、研究計画の立案及び実施並びに成果の発表及び評価の過程における行為及びそれに付随するすべての事項を含むものとする。

2 この規程において「不正行為」とは、悪意のない誤り及び意見の相違による場合並びに当該研究分野の一般的慣行に従ってデータ及び実験記録を取り扱う場合を除き、次の各号に掲げる行為をいう。

一 捏造（存在しないデータ、研究結果等を作成することをいう。）

二 改ざん（研究資料、機器、過程を操作して、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工することをいう。）

三 盗用（他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究成果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表現なく流用することをいう。）

四 前三号に掲げる行為の証拠隠滅又は調査の妨害（追試又は再現を行うために不可欠な実験記録等の資料の隠蔽、廃棄及び未整備を含む。）

3 この規程において「部局」とは、国立大学法人岡山大学の人事に関する権限の委任等に関する規程（平成16年岡大規程第57号）第2条に規定する部局をいう。

(窓口)

第3条 不正行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口は、法人監査室とする。

2 窓口を利用する方法は、電話、電子メール、FAX、書面又は面会とする。

(告発)

第4条 不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、別紙様式の告発書により、前条第1項に規定する窓口で告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により行い、不正行為を行ったとする研究者・グループ（以下「調査対象者」という。）、不正行為の態様等、事案の内容を明示し、かつ不正行為が存在するとする根拠を示すものとする。ただし、告発者は、その後の手続きにおける氏名の秘匿を希望することができる。

3 匿名による告発であっても、当該不正行為の態様が重大でかつ明示された根拠に相当の信用性があると思われる場合は、前項と同様の告発があったものとみなす。

4 報道又は学会その他の研究コミュニティにより不正行為の疑いが指摘された場合は、第1項の告発があった場合と同様に取り扱うものとする。

5 第1項の告発は、原則として当該告発に係る事実の発生の日から起算して、5年以内に行うものとする。

6 法人監査室は、第1項の告発を受理したときは、直ちに学長に報告するものとする。

(予備調査)

第5条 学長は、前条第1項による告発がなされた場合は、予備調査委員会を設置し、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、学術研究・情報担当理事（以下「理事」という。）、調査対象者が所属する部局の長及び学長が指名する者若干名により組織する。

3 予備調査は、告発内容の合理性、調査可能性等について調査するものとし、本格的な調査を実施すべきか否かを判断するものとする。

4 予備調査委員会は、予備調査終了後、速やかに、その結果を学長に報告するとともに、結果の概要を告発者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

(研究活動調査委員会の設置)

第6条 学長は、予備調査委員会が本調査の必要を認めた場合は、研究活動調査委員会（以下「調査委員会」という。）を設置し、速やかに本調査を実施しなければならない。

2 調査委員会は、調査委員長及び調査委員により組織する。

3 調査委員長は、理事をもって充てる。

4 調査委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

一 教育研究評議会の評議員（学長及び理事を除く。） 2名

二 不正行為に関連する研究分野（以下「当該研究分野」という。）の研究者で告発者及び調査対象者と直接利害関係を有しない本学の教員 2名

三 当該研究分野の学外の研究者 2名

四 法律の知識を有する学外者 1名

5 調査委員の選任及び解任は、教育研究評議会の議に基づき、学長が行う。

(専門委員)

第7条 調査委員会には、専門学術分野に応じた活動の適正を確保するため、調査委員の活動を補佐する専門委員を置くことができる。

2 専門委員の活動は、調査委員会の活動とみなす。

3 専門委員は、調査委員長が委嘱する。

4 専門委員は、調査委員長の求めに応じ、調査委員会に出席することができる。

5 その他専門委員について必要な事項は、調査委員会において別に定める。

(本調査)

第8条 調査委員会の調査にあたっては、次の各号に掲げる事項を行うことができる。

一 告発者及び調査対象者等関係者からの聴取

二 不正行為に関する資料等の調査

三 その他調査に必要な事項

2 関係者は、調査委員会の調査にあたっては、誠実に協力しなければならない。

3 関係者は、調査委員会から資料の提出を求められた場合には、これに応じなければならない。

4 資料等の調査にあたっては、他の方法による適切な入手が困難な場合又は隠滅が行われるおそれがある場合は、調査対象者の研究室又は実験室等であって調査事項に関連する場所の一時封鎖又は実験、観測及び解析に係る機器・資料等の保全の措置をとることができる。

5 調査委員会は、前項の措置をとる場合、事前に調査対象者が所属する部局の長の承諾を得るとともに、事後に教育研究評議会に報告しなければならない。ただし、前項の措置は、必要最小限の範囲及び期間に止めなければならない。

6 一時封鎖した場所の調査及び保全の措置をとった機器・資料等の調査を行う場合は、調査対象者及び調査対象者が所属する部局の長が指名する教員2名の立ち会いを必要とす

る。

(審理及び認定)

第9条 調査委員会は、不正行為の有無及び程度について審理し認定を行う。

2 認定を行うにあたっては、調査対象者に書面又は口頭による弁明の機会を与えなければならない。

3 調査委員会は、第1項の認定を行ったときは、直ちに、その内容を学長及び調査対象者が所属する部局の長に報告するとともに、文書により告発者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

4 調査委員会は、調査の結果、不正行為の存在が確認され、次の各号に掲げる措置が必要と認めた場合は、措置すべき内容を、学長及び調査対象者が所属する部局の長に勧告するものとする。

- 一 就業規則又は学則等に基づく懲戒処分
- 二 教育研究活動の停止等の措置
- 三 研究費の使用停止又は返還等の措置
- 四 不正行為の排除のための措置
- 五 その他必要な事項

(処分等の措置)

第10条 学長は、前条の調査委員会の認定及び勧告を受けた場合は、速やかに本学の規程等に従い、適切な措置をとるものとする。

2 学長は、認定、勧告及び勧告に基づく措置等については、個人情報又は知的財産保護等の不開示に合理的な理由がある部分を除き、原則として公表する。公表事項について調査対象者の意見がある場合には、その意見もあわせて文書により公表するものとする。

3 学長は、不正行為が存在しなかったことが調査委員会において確認された場合は、調査対象者の教育研究活動の正常化及び名誉回復のために、十分な措置をとらなければならない。

(不服申立て)

第11条 告発者又は調査対象者は、第9条第1項の認定に対して不服があるときは、通知の日の翌日から起算して14日以内に学長に不服申立てをすることができる。

(不服審査委員会)

第12条 学長は、前条による不服申立てを受理したときは、速やかに不服審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置するとともに、告発者及び調査対象者に通知するものとする。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

2 審査委員会は、学長が指名した者若干名（調査委員会及び予備調査委員会の構成員及び専門委員を除く。）により組織する。

3 審査委員会は、前条の不服申立てをもとに、本調査の認定の結果及び不正行為に関する資料を検討するとともに、必要に応じて関係者に対する事情聴取を行い、再審理の必要性について判定し、その結果を学長に報告しなければならない。

(再審理)

第13条 学長は、審査委員会が再審理の必要があると認めたときは、調査委員会に対し速やかに再審理を命じなければならない。

2 調査委員会は、前項により再審理を命ぜられたときは、再び調査、審理及び認定を行わなければならない。この場合、第8条及び第9条の規定を準用する。

3 調査委員会は、前項の認定の結果を学長に報告するとともに、文書により告発者及び調査対象者に通知しなければならない。この場合において、告発者のうち氏名の秘匿を希望

した者に対しては、法人監査室を通じて通知するものとする。

4 告発者及び調査対象者は、第2項の認定の結果に対して異議を申し立てることはできない。

(告発者及び調査協力者の保護)

第14条 学長、理事並びに告発者及び調査協力者が所属する部局の長は、不正行為に関する告発者及び調査協力者が告発又は情報提供を行ったことを理由として、いかなる不利益な取扱いも受けることがないように、必要な措置を講ずるとともに、告発者及び調査協力者の職場環境等の保全に努めなければならない。

(告発の濫用禁止)

第15条 何人も、虚偽の告発、他人を誹謗中傷する告発その他不正の目的による告発を行ってはならない。学長は、そのような告発を行った者に対し、就業規則又は学則等に基づき、必要な処分を行うことができる。

(守秘義務)

第16条 この規程に基づき不正行為の調査等に携わった者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(関係機関への通知)

第17条 学長は、不正行為発生的事实、調査の進捗状況、調査結果及び講じた措置等について、必要の都度、文部科学省（当該事案に係る研究に対して資金配分を行った機関が文部科学省でない場合は文部科学省及び当該資金配分機関）に通知する。

(関係機関との連絡協議)

第18条 学長は、必要に応じて、外部の機関と情報交換等の連絡協議を行うことができる。

(調査対象者が外部の機関に所属する場合)

第19条 学長は、調査対象者が外部の機関に所属する場合は、第5条の予備調査の結果を当該外部機関の長に通知するものとし、第6条から第13条までの規定は適用しない。

(啓発活動)

第20条 学長は、部局の協力を得て、不正行為の予防のために、研究者への倫理教育を含む啓発活動を行うものとする。

(事務)

第21条 本規程に関する事務は、関係部局の協力を得て、研究交流部研究交流企画課が処理する。

(その他)

第22条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月13日から施行する。